様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の許可
根拠条例･規則等名		建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)
条項		第５１条ただし書
所管部課		建設局 建築行政部 建築行政課(048-829-1533)
審査基準	基準（未設定の場合はその理由）	卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第51 条の規定の取扱いについて (昭和35 年1 月25 日建設計発第29 号) 産業廃棄物の処理施設等の取扱いについて (昭和47 年12 月8 日住街発第90 号) さいたま市建築基準法第51 条ただし書許可取扱基準 （平成18 年4 月1 日より運用、令和3 年4 月1 日最終改正）
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定 令和３年４月１日最終改正
標準処理期間	期間（未設定の場合はその理由）	１５０日
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定 平成２０年４月１日最終改正
備考		